

岩手県企業局管理規程第12号

企業局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年 3月31日

岩手県企業局長 千葉 勇 人

企業局代決専決規程の一部を改正する規程

企業局代決専決規程（昭和49年岩手県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(室長専決事項)</p> <p>第4条の2 室長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 課長及び担当課長の休暇その他の服務に関すること。</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(8) 1件の帳簿価格7,000万円未満の資産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関すること。</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>(12) 1件の予定又は見積りの価格7,000万円未満の物品等（<u>企業局会計規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第20号）別表第3に掲げる貯蔵品及び別表第5に掲げる備品（同表に掲げるものに類するものを含む。）をいう。以下同じ。）の購入に関すること。</u></p> <p>(13) <u>第6号及び前号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為（次条第1号に規定する工事の執行に係る支出負担行為を含む。）に関すること。</u></p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、室長は、<u>第5条（第8号から第10号までを除く。）</u>に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(技師長専決事項)</p> <p>第4条の3 技師長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p>	<p>(室長専決事項)</p> <p>第4条の2 室長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 課長及び担当課長の休暇その他の服務<u>並びに職員の服務</u>に関すること。</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(8) 1件の帳簿価格7,000万円未満の資産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）<u>及び物品（払出品を含む。）</u>の処分に関すること。</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>(12) 1件の予定又は見積りの価格<u>3,500万円以上</u>7,000万円未満の物品の購入に関すること。</p> <p>(13) 1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為（<u>次条第2号に規定する工事（固定資産の製作を含む。以下同じ。）</u>の執行に係る支出負担行為を含む。）に関すること。</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) <u>設計額1億5,000万円以上の契約（資産の取得及び物品の購入に係るものを除く。）に係る入札に関すること。</u></p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、室長は、<u>第5条第1項各号に掲げる事項（第1項第4号から第6号まで及び第8号から第10号までに規定するものを除く。）</u>を専決することができる。<u>この場合において、同項第1号及び第2号中「課」とあるのは、「室」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(技師長専決事項)</p> <p>第4条の3 技師長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p>

- (1) 技術に関する重要な事務の処理方針の決定に関する
こと。
- (2) 設計額 5 億円未満の工事の執行に関すること。

(3) [略]

(4) 工事の完成検査に関すること。

(5) [略]

(総括課長専決事項)

第 5 条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 課長及び担当課長の休暇その他のサービス及び職員のサービス
(重要なものに限る。)に関すること。

(6) [略]

(7) 設計額 1 億 5,000 万円未満 (設計変更の場合は、変更後
の設計額 2 億円未満) の工事 (固定資産の製作を含む。以
下同じ。) 及び業務委託の執行 (競争入札参加者の指名、
入札及び随意契約に係る見積書の徴収並びに収入命令及び
支出命令に関するものを除く。) に関すること。

(8)～(11) [略]

(12) 物品取扱員、契約履行確認のための検査員及び物品検
収員を命ずること。

(13) [略]

(課長等共通専決事項)

第 6 条 課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりと
する。

(1)～(11) [略]

(12) 個人情報の開示、訂正及び削除の決定に関すること。

(13) [略]

(1) 技術に関する重要な事務の処理方針の決定及び実施に
関すること。

(2) 設計額 1 億 5,000 万円以上 5 億円未満 (設計変更の場合
は、変更後の設計額 2 億円以上) の工事の執行に関するこ
と。

(3) [略]

(4) 1 件の金額 1 億 5,000 万円以上の専決事項に係る契約
(第 2 号に係るものを除く。) に係る事業の施行に関するこ
と。

(5) 設計額 5 億円以上の工事の完成検査に関すること。

(6) [略]

(総括課長専決事項)

第 5 条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 課長及び担当課長の休暇その他のサービス並びに職員の服
務に関すること。

(6) [略]

(7) 設計額 1 億 5,000 万円未満 (設計変更の場合は、変更後
の設計額 2 億円未満) の工事の執行に関すること。

(8)～(11) [略]

(12) 物品取扱員及び物品検収員を命ずること。

(13) 1 件の金額 1 億 5,000 万円以上の契約 (技師長の専決事
項に属するもの及び工事の執行に係るものを除く。) に係
る事業の施行に関すること。

(14) [略]

2 前項に定めるもののほか、総括課長 (総括課長が直接事務
を担当する場合に限る。) は次条に定める事項を専決するこ
とができる。

(課長等共通専決事項)

第 6 条 課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりと
する。

(1)～(11) [略]

(12) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。

(13) 契約履行確認のための検査員を命ずること。

(14) 1 件の金額 1 億 5,000 万円未満の契約 (工事の執行に係
るものを除く。) に係る事業の施行に関すること。

(15) [略]

(経営総務室課長等専決事項)

第7条 経営総務室の管理課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 収入命令及び支出命令に関すること。

(8) [略]

(9) 1件の予定又は見積りの価格3,500万円未満の物品の購入(競争入札参加者の指名及び入札に関するものを除く。)に関すること。

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

2 経営総務室の認定任用担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 職員の扶養親族の認定及び児童手当に関すること。

(4)～(8) [略]

3 経営総務室の予算経理担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 1件の帳簿価格3,500万円未満の資産(土地を除く。)の処分及び物品等の処分に関すること。

(5) 本庁の所掌に係る資産及び払出品の維持及び保全上必要な命令に関すること。

(6)～(8) [略]

(9) 第1項第8号及び第2号に規定するもの以外の1件1億5,000万円未満の支出負担行為(第5条第7号に規定する工事及び業務委託の執行に係る支出負担行為を含む。)をすること。

(10) 第4号及び第8号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(11) [略]

(12) 出納命令に関すること。

(13) 設計額1億5,000万円未満の工事(固定資産の製作を含

(経営総務室課長等専決事項)

第7条 経営総務室の管理課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(8) 1件の予定又は見積りの価格3,500万円未満の物品の購入(入札に関するものを除く。)に関すること。

(9) 物品の修繕に関すること。

(10) 物品の交換及び譲渡に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

2 経営総務室の認定任用担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 職員の扶養親族の認定並びに児童手当及び子ども手当に関すること。

(4)～(8) [略]

3 経営総務室の予算経理担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 1件の帳簿価格3,500万円未満の資産(土地を除く。)及び物品の処分に関すること。

(5) 本庁の所掌に係る資産及び払出品の維持及び保全のために必要な命令に関すること。

(6)～(8) [略]

(9) 第1項第7号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為(第5条第1項第7号に規定する工事の執行に係る支出負担行為を含む。)をすること。

(10) 第4号及び第8号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(11) 収入命令及び支出命令に関すること。

(12) [略]

(13) 物品の出納通知に関すること。

(14) 設計額1億5,000万円未満の契約(資産の取得及び物品

む。)の請負契約及び業務委託契約に係る競争入札参加者の指名、入札並びに随意契約に係る見積書の徴収に関すること。

(14) 1件の予定又は見積りの価格3,500万円未満の物品等の購入契約に係る競争入札参加者の指名及び入札に関すること。

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

4 [略]

(施設総合管理所及び県南施設管理所の長専決事項)

第9条 施設総合管理所及び県南施設管理所の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 配当された予算の範囲内で執行した設計額5,000万円未満（設計変更の場合は、変更後の設計額6,000万円未満）の修繕工事及び改良工事の完成検査並びに業務委託の完了検査に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) 所属の職員の個別貸与被服及び供用貸与被服に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

の購入に係るものを除く。)に係る入札に関すること。

(15) 1件の予定又は見積りの価格3,500万円未満の物品の購入契約に係る入札に関すること。

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

4 [略]

(施設総合管理所及び県南施設管理所の長専決事項)

第9条 施設総合管理所及び県南施設管理所の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) 所属の職員の個別貸与被服及び共用貸与被服に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。